

平成30年度第18回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：平成30年12月25日

担当部・課：財務部市民税課 [内線3091]

財務部資産税課 [内線3112]

健康部保険年金課 [内線2332]

健康部介護保険課 [内線2432]

① 件名
市税等における減免等の申請期限の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 市税の減免は、地方税法に「貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者」、「公益上の事由も含め特別の事情がある者」、「天災その他の災害を受けた者」と規定され、石巻市市税条例で税目ごとに定めており、その申請期限は全税目で「納期限前7日まで」としている。 平成27年3月に、総務省により税条例（例）における減免の申請期限を「納期限前7日まで」から「納期限（前〇日）まで」に改められ、また、平成30年3月には、宮城県より自動車税の減免申請期限を平成30年度から同様の取扱いに改める旨の通知があり、市税等の取扱いについて検討を行っていた。
【目的】 市税等の減免申請期限について、国及び県の通知と同様の措置を講ずることにより減免申請者の利便性の向上を図るもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 地方税法（昭和25年法律第226号） 介護保険法（平成9年法律第123号） 石巻市市税条例（平成17年4月1日条例第55号） 石巻市国民健康保険税条例（平成17年4月1日条例第59号） 石巻市自然環境保全地域等における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年4月1日条例第63号） 石巻市介護保険条例（平成17年4月1日条例第165号） [総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・ <input type="checkbox"/>]
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成27年3月 総務省より税条例（例）改正の通知 平成30年3月 宮城県より自動車税に係る減免申請期限の改正の通知 3月～ 庁内関係課で申請期限の見直しについて協議・検討
⑤ 主な内容
1 市税の減免申請期限の改正（「納期限前7日まで」を「納期限まで」に） ・市民税（法人・個人）、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税 2 固定資産税の課税免除に関する条例の申請期限を改正（「納期限前7日まで」を「納期限まで」に） ・自然環境保全地域等における固定資産税の課税免除 3 保険税・料の減免申請期限の改正（「納期限前10日まで」を「納期限まで」に） ・国民健康保険税、介護保険料

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

市税等の減免申請期限の延長により、申請者の利便性の向上が図られる。なお、減免申請・決定する件数及び金額については、増加する見込み。

※参考（平成30年度減免決定分 平成30年11月末現在）

税目・保険料	件数	金額	減免・課税免除内訳
個人市民税	5件	89,653円	生保 4件、傷病 1件
法人市民税	54件	3,220,600円	震災 14件、公益 40件
軽自動車税	579件	4,611,300円	障害 473件、公益 78件、構造 28件
固定資産税	257件 7件	11,933,400円 537,600円	生保 134件、公益 123件 自然環境 7件【※課税免除】
都市計画税	91件	1,043,400円	生保 56件、公益 35件
国民健康保険税	10件	1,451,900円	減収 10件
介護保険料	1件	46,020円	減収 1件
計	1,004件	22,933,873円	

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【申請期限を「納期限まで」としている県内市町村の状況】

- ・軽自動車税のみ 3市2町（名取市、多賀城市、栗原市、柴田町、大河原町）
（うち障害減免のみ1市1町、公益使用減免を含む2市1町）
- ・市税全般（軽自動車税、固定資産税、市民税、特別土地保有税）
2市6町（仙台市、塩竈市、亶理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、南三陸町）
- ・固定資産税の課税免除 2町（亶理町、利府町）
- ・国民健康保険税（料） 2市3町（仙台市、塩竈市、松島町、七ヶ浜町、利府町）
- ・介護保険料 4町（松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町）

※大河原町と南三陸町は「納期限前日まで」の規定となっている。

【宮城県税の状況】

法人県民税・事業税「申告期限まで」、自動車税「納期限まで」、不動産取得税「取得した日から60日以内」、自動車取得税「申告納付すべき期限から30日以内」 など

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成31年2月 平成31年市議会第1回定例会へ関係条例の一部改正について提案
（平成31年4月1日施行予定）

⑨ その他